

伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された本市の地方活力向上地域（法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。以下「地方活力向上地域」という。）への企業の本社機能の移転及び地方活力向上地域における拡充に対し、当該移転及び拡充に要する経費の一部を補助することにより、当該移転及び拡充を促進し、もって本市への人の流れを創出し、市全体の活力の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることのできる者は、法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）について、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までに、法第17条の2第3項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を受けている者であつて、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 認定を受けた特定業務施設整備計画により整備する、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1項に規定する特定業務施設（以下「対象特定業務施設」という。）及び同条第3項に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（以下「対象特定業務児童福祉施設」という。）の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものをいう。）で、対象事業者が認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までの間に新設し、又は増設したもの（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつたものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（中小企業者等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人をいう。）にあつては、1,900万円）以上である者

- (2) 対象特定業務施設の整備事業について、伊丹市企業立地支援条例（平成20年伊丹市条例第47号）第7条に規定する企業立地計画の認定を受けていない者
- (3) 対象特定業務施設の整備事業について、テクノフロンティア伊丹入居支援及び市内定着支援事業補助金交付要綱第4条第2号から第4号までに掲げる補助金の交付を受けていない者
- (4) 国税及び市税を滞納していない者
(補助金の種類及び額)

第3条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、予算の範囲内において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 賃料補助金 1月につき、賃借する当該対象特定業務施設に係る月額賃借料（対象事業者が、当該対象特定業務施設の一部が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53条）第8条第1項に規定する部門において行われる業務（以下「本社業務」という。）以外の用に供されるものである場合は、当該賃借料を本社業務の用に供される面積と本社業務以外の用に供される面積のそれぞれの面積の割合に応じて按分し、本社業務の用に供される面積の割合に相当する賃借料とする。）の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、月に10万円を限度とする。）。ただし、当該対象特定業務施設において本社業務を開始した日の属する月の翌月から連続する36月分を限度とし、36月を経過する日までの間に、第2条に規定する対象事業者該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月の前月分までとする。
- (2) 新規雇用補助金 対象特定業務施設において本社業務に従事させるため、認定を受けた特定業務施設整備計画の計画期間（以下「計画期間」という。）内に新たに雇用した従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、期間の定めのない労働契約により雇用される者に限る。）で、次のいずれにも該当する者（以下「対象従業員」という。）の数に20万円を乗じて得た額。ただし、1,000万円を限度とする。
 - ア 伊丹市内に居住する者
 - イ 雇用された日から1年以上継続して本社業務に従事した者（計画期間内に再度新規雇用補助金の対象となった者は除く。）

(認定整備計画の届出)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、認定後速やかに、認定整備計画届（様

式第1号)に、内閣府令第28条第3項(同規則第34条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき交付された認定通知書の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定整備計画の中止)

第5条 前条に基づく届出を行った対象事業者は、法第17条の2第6項に基づき認定整備計画の認定を取り消されたときは、速やかに、認定整備計画中止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(本社業務開始の届出)

第6条 第4条に基づく届出を行った対象事業者は、本社業務を開始したときは、速やかに、本社業務開始届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 前条に基づく届出を行った対象事業者(以下「交付申請者」という。)は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃料補助金 第3条第1号に掲げる交付期間の各年度の3月末日まで

(2) 新規雇用補助金 対象従業員が、1年以上継続して本社業務に従事したことが確認できた日の属する年度の3月末日まで

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付可否決定通知書(様式第5号)により、当該交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付請求書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに、当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 当該対象特定業務施設において、正当な理由なく長期にわたり本社業務を休止したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充支援事業補助金交付取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

（承継）

第13条 交付対象者から、相続、事業譲渡、合併その他の事由により当該対象特定業務施設において実施されている本社業務を承継した者は、当該交付対象者の地位を承継する。

2 前項の規定により交付対象者の地位を承継した者は、当該本社業務の権利を取得した日から30日以内に、伊丹市地方活力向上地域本社機能移転・拡充事業等承継承認届（様式第8号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付対象者の責務）

第14条 交付対象者は、対象特定業務施設において従業員を雇用しようとするときは、伊丹市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

2 交付対象者は、本社業務を開始した日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該業務を継続するよう努めなければならない。

3 交付対象者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（報告及び調査）

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、交付対象者に対し報告を求め、又は当該担当職員を対象特定業務施設又は対象特定業務児童福祉施設に立ち入らせ調査させることができる。

- 2 前項の規定により対象特定業務施設又は対象特定業務児童福祉施設に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和14年4月30日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第14条の規定については、同日以後もなお効力を有する。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日までの間に、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）による改正前の法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設したもののについては、この要綱の規定は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

付 則

(施行日)

1 この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

(特定業務児童福祉施設に関する経過措置)

2 この要綱による改正後の第2条第1号の規定(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものに係る部分に限る。)は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設された減価償却資産について適用し、同日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。